

株式交換に関する事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2024 年 7 月 25 日

東京都中央区八重洲二丁目 2 番 1 号
株式会社データ・アプリケーション

東京都新宿区下落合四丁目 2 6 番 1 2 - 2 0 1 号
株式会社W E E L

株式交換に関する事後開示書面

2024年7月25日

東京都中央区八重洲二丁目2番1号
株式会社データ・アプリケーション
代表取締役社長執行役員 安原 武志

東京都新宿区下落合四丁目26番12-201号
株式会社WEEL
代表取締役社長 宮川 樹生

株式会社データ・アプリケーションと株式会社WEELとの間において、2024年6月25日付で締結された株式交換契約書に基づく本株式交換に関する事項につき、下記のとおりご報告申し上げます。また、会社法第791条第1項および会社法施行規則第190条に規定する事項を記載した本書面を備え置くことといたします。

記

1. 株式交換が効力を生じた日
2024年7月25日
2. 株式交換完全子会社（株式会社WEEL）における次に掲げる事項
 - (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続きの経過
株式会社WEELにおいて、会社法第784条の2の規定による株式交換の差止請求をした株主はいませんでした。
 - (2) 会社法第785条の規定による手続きの経過
株式会社WEELにおいて、会社法第785条の規定による株式買取請求をした株主はいませんでした。
 - (3) 会社法第787条の規定による手続きの経過
株式会社WEELは、株式交換前において新株予約権を発行しておりませんでしたので、会社法第787条の適用はありません。
 - (4) 会社法第789条の規定による手続きの経過
本株式交換について異議を述べることができる債権者は存在しませんので、会社法第789条の適用はありません。

3. 株式交換完全親会社（株式会社データ・アプリケーション）における次に掲げる事項

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続きの経過

本株式交換は、会社法第796条第2項の簡易株式交換に該当するため、会社法第796条の2の適用はありません。

(2) 会社法第797条の規定による手続きの経過

本株式交換は、会社法第796条第2項の簡易株式交換に該当するため、会社法第797条の適用はありません。

(3) 会社法第799条の規定による手続きの経過

本株式交換について異議を述べることができる債権者は存在しませんので、会社法第799条の適用はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社（株式会社データ・アプリケーション）に移転した株式交換完全子会社（株式会社WEEL）の株式の数

普通株式 2,308株

5. その他株式交換に関する重要な事項

株式交換完全親会社（株式会社データ・アプリケーション）は、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会決議による承認手続きを経ずに本株式交換を行いました。

以上